

(表3) 平成23年度 立入検査文書指摘事項(具体例)

項目	指 摘 事 項	件数
資格に関すること		0
	水道技術管理者	0
	布設工事監督者	0
認可等に関すること		4
	認可	0
	各種届出	3
	水道法第27条第3項の規定により、認可申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないが、申請者（代表者）の変更があったにもかかわらず、未届けであった。速やかに届出ること。	
	給水開始前検査	1
	水道法第13条第2項の規定により、給水開始前の水質検査及び施設検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、その検査を行った日から起算して5年間保存しなければならないが、浄水施設の一部新設時（平成20年度）の給水開始前届出が保存されておらず、水質・施設検査結果（実施の有無）を確認できなかった。給水開始前の検査結果を5年間保存すること。	
水道施設管理に関すること		0
衛生管理に関すること		0
	水道技術管理者	0
	布設工事監督者	0
水質検査に関すること		1
	水道法施行規則第15条第7項の規定により、検査回数を省略する項目については、省略する理由を水質検査計画書へ記載しなければならないが、記載が不十分であった。検査を行う必要が無いことが明らかである理由を水質検査計画書に明記すること。	
水質管理に関すること		0
	汚染源の把握	0
	クリプトスポリジウム対策	0
危機管理対策に関すること		0
住民対応に関すること		3
	水道法施行規則第17条の2第1項の規定により、災害、水質事故等の非常時における危機管理に関する事項について、水道の需要者に対し、情報提供しなければならないが、住民への情報提供がなされていなかった。本項目について、早急に情報提供すること。	
資源・環境に関すること		0
その他		0